

法律第二十八号（平二八・四・一五）

◎戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律

（戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正）

第一条 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「平成二十三年四月一日」を「平成二十八年四月一日」に改め、同条ただし書中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

第三条第一項中「平成二十三年四月一日」を「平成二十八年四月一日」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号）第四条第一項に規定する国債（平成二十八年四月一日において支払期日の到来していないものがある場合に限る。）の交付を受けた者（受けることができる者を含む。）

第三条第一項第二号を削り、同項第三号中「平成二十三年十月一日」を「平成二十八年四月一日」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号を削る。

附則第二項中「平成二十三年十月一日」を「平成二十八年十月一日」に改める。

第二条 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を次のように改正する。

第二条中「平成二十八年四月一日」を「平成三十三年四月一日」に改め、同条ただし書中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

第三条第一項中「平成二十八年四月一日において戦傷病者等」を「平成三十三年四月一日において戦傷病者等」に改め、同項第一号中「平成二十八年四月一日」を「平成三十三年四月一日」に改め、同項第二号中「平成二十八年四月一日」を「平成三十三年四月一日」に、「執行猶予の言渡しを受けた者で同日においてその言渡しを取り消されていないもの」を「執行猶予中の者」に改める。

附則第二項中「平成二十八年十月一日」を「平成三十三年十月一日」に改める。

（戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正）

第三条 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

附則第六十七項を附則第七十六項とし、附則第六十六項の次に次の九項を加える。

67 平成二十三年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に死亡した戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第二十八号）による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等（同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。）の妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとし、同法第三条第一項の特別給

付金を受ける権利を取得した者に限る。)であつたことにより、平成二十八年十月一日において第三条第二項各号に掲げる給付を受ける権利を有する者は、同項に規定する者とみなす。

- 68 平成十五年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に死亡した戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二十五号。以下「平成二十三年法律第二十五号」という。）による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等（同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。）の妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとし、同法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者（平成十八年法律第九十五号附則第二条第二項に規定する者を除く。）に限る。）であつたことにより、平成二十八年十月一日において第三条第二項各号に掲げる給付を受ける権利を有する者は、同項に規定する者とみなす。
- 69 平成十八年十月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に死亡した平成十八年法律第九十五号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等（同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。）の妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとし、平成十八年法律第九十五号附則第二条第三項の規定により平成二十三年法律第二十五号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。）であつたことにより、平成二十八年十月一日において第三条第二項各号に掲げる給付を受ける権利を有する者は、同条第三項に規定する者とみなす。
- 70 平成十八年十月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に死亡した平成十三年法律第十一号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等（同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。）の妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとし、平成十八年法律第九十五号附則第二条第四項の規定により平成二十三年法律第二十五号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。）であつたことにより、平成二十八年十月一日において第三条第二項各号に掲げる給付を受ける権利を有する者は、同条第三項に規定する者とみなす。
- 71 平成十八年十月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に死亡した平成八年法律第十五号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等（同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と

読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。)の妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとし、平成十八年法律第九十五号附則第二条第五項の規定により平成二十三年法律第二十五号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。)であつたことにより、平成二十八年十月一日において第三条第二項各号に掲げる給付を受ける権利を有する者は、同条第四項に規定する者とみなす。

72 平成十八年十月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に死亡した平成三年法律第五十五号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等(同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。)の妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとし、平成十八年法律第九十五号附則第二条第六項の規定により平成二十三年法律第二十五号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。)であつたことにより、平成二十八年十月一日において第三条第二項各号に掲げる給付を受ける権利を有する者は、同条第四項に規定する者とみなす。

73 平成十八年十月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に死亡した昭和五十九年法律第七十三号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等の妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとし、平成十八年法律第九十五号附則第二条第七項の規定により平成二十三年法律第二十五号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。)であつたことにより、平成二十八年十月一日において第三条第二項各号に掲げる給付を受ける権利を有する者は、同条第五項に規定する者とみなす。

74 平成十八年十月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に死亡した昭和五十四年法律第二十九号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等の妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとし、平成十八年法律第九十五号附則第二条第八項の規定により平成二十三年法律第二十五号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。)であつたことにより、平成二十八年十月一日において第三条第二項各号に掲げる給付を受ける権利を有する者は、同条第五項に規定する者とみなす。

75 平成十八年十月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に死亡した昭和五十一年法律第二十二号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条第一項に規定する戦傷病者等又は昭和五十四年法律第二十九号による改正前の戦傷病者

等の妻に対する特別給付金支給法第二条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者の妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとし、平成十八年法律第九十五号附則第二条第九項の規定により平成二十三年法律第二十五号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。）であつたことにより、平成二十八年十月一日において第三条第二項各号に掲げる給付を受ける権利を有する者は、同条第六項に規定する者とみなす。

附 則

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条及び附則第四条の規定 平成二十八年十月一日

二 第二条並びに附則第五条及び第六条の規定 平成三十三年四月一日

三 附則第七条の規定 平成三十三年十月一日

2 第一条の規定による改正後の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（次条第二項から第十二項まで並びに附則第三条及び第四条において「平成二十八年新法」という。）第三条第一項の規定並びに次条第二項から第十一項まで及び附則第三条の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

（第一条の規定による戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（以下この条並びに附則第四条及び第五条において「平成二十八年旧法」という。）の規定により支給し、又は支給すべきであつた特別給付金については、なお従前の例による。

2 平成二十八年新法第三条第一項の特別給付金は、同項の規定にかかわらず、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二十五号。以下「平成二十三年改正法」という。）附則第二条第二項に規定する者及び平成二十八年旧法による特別給付金を受ける権利を取得した者には、支給しない。

3 平成二十八年旧法第二条に規定する戦傷病者等（同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。以下この項において同じ。）が、平成二十八年四月一日において、平成二十八年新法第二条各号に掲げる給付（以下この条及び附則第四条において「増加恩給等」という。）のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等（当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した者を除く。）の当該給付に係る障害の程

度が恩給法（大正十二年法律第四十八号）別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当しているときは、前項の規定にかかわらず、平成二十八年四月一日において当該戦傷病者等の妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあったと認められる者を含み、離婚の届出をしていないが、事実上離婚したと同様の事情にあったと認められる者を除く。以下この条及び附則第五条において同じ。）であって、同日において日本の国籍を有しているものには、平成二十八年新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等の妻であったことにより、平成二十八年旧法第三条第一項の特別給付金（以下「平成二十三年特別給付金」という。）を受ける権利を取得した者に限る。

- 4 平成二十三年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等（同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。以下この項において同じ。）が、平成二十八年四月一日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等（当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した者を除く。）の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当しているときは、第二項の規定にかかわらず、平成二十八年四月一日において当該戦傷病者等の妻であって、同日において日本の国籍を有しているものには、平成二十八年新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等の妻であったことにより、平成二十三年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金（以下「平成十八年特別給付金」という。）を受ける権利を取得した者（戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律（平成十八年法律第九十五号。以下「平成十八年改正法」という。）附則第二条第二項に規定する者を除く。）に限る。

- 5 平成十八年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等（同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。以下この項において同じ。）が、平成二十八年四月一日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等（当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した者を除く。）の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当しているときは、第二項の規定にかかわらず、平成二十八年四月一日において当該戦傷病者等の妻であって、同日において日本の国籍を有しているものには、平成二十八年新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等の妻

であったことにより、平成十八年改正法附則第二条第三項の規定により平成十八年特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。

- 6 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第十一号。以下「平成十三年改正法」という。）による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等（同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。以下この項において同じ。）が、平成二十八年四月一日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等（当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した者を除く。）の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当しているときは、第二項の規定にかかわらず、平成二十八年四月一日において当該戦傷病者等の妻であって、同日において日本の国籍を有しているものには、平成二十八年新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等の妻であったことにより、平成十八年改正法附則第二条第四項の規定により平成十八年特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。
- 7 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（平成八年法律第十五号。以下「平成八年改正法」という。）による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等（同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。以下この項において同じ。）が、平成二十八年四月一日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等（当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した者を除く。）の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当しているときは、第二項の規定にかかわらず、平成二十八年四月一日において当該戦傷病者等の妻であって、同日において日本の国籍を有しているものには、平成二十八年新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等の妻であったことにより、平成十八年改正法附則第二条第五項の規定により平成十八年特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。
- 8 戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律（平成三年法律第五十五号。以下「平成三年改正法」という。）による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等（同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。以下この項において同じ。）が、平成二十八年四月一日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受

けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等（当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した者を除く。）の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当しているときは、第二項の規定にかかわらず、平成二十八年四月一日において当該戦傷病者等の妻であって、同日において日本の国籍を有しているものには、平成二十八年新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等の妻であったことにより、平成十八年改正法附則第二条第六項の規定により平成十八年特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。

- 9 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第七十三号。以下「昭和五十九年改正法」という。）による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等が、平成二十八年四月一日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等（当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した者を除く。）の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当しているときは、第二項の規定にかかわらず、平成二十八年四月一日において当該戦傷病者等の妻であって、同日において日本の国籍を有しているものには、平成二十八年新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等の妻であったことにより、平成十八年改正法附則第二条第七項の規定により平成十八年特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。
- 10 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第二十九号。以下「昭和五十四年改正法」という。）による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等が、平成二十八年四月一日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等（当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した者を除く。）の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当しているときは、第二項の規定にかかわらず、平成二十八年四月一日において当該戦傷病者等の妻であって、同日において日本の国籍を有しているものには、平成二十八年新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等の妻であったことにより、平成十八年改正法附則第二条第八項の規定により平成十八年特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。
- 11 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第二十二号。以下「昭和五十一年改正法」という。）による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条第一項に規定する戦傷病者等又は昭和五十四年改正法による改正前の

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者が、平成二十八年四月一日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等若しくは戦傷病者等となる者（当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した者を除く。）の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当しているときは、第二項の規定にかかわらず、平成二十八年四月一日において当該戦傷病者等又は戦傷病者等となる者の妻であって、同日において日本の国籍を有しているものには、平成二十八年新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等又は戦傷病者等となる者の妻であったことにより、平成十八年改正法附則第二条第九項の規定により平成十八年特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。

- 12 第三項から前項までの規定により平成二十八年新法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者に支給する同項の特別給付金の額は、平成二十八年新法第四条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額（第三項から前項までに規定する戦傷病者等又は戦傷病者等となる者で恩給法別表第一号表ノ三の第二款症から第五款症までに該当する程度の障害を有するものに係る特別給付金については、その額の二分の一に相当する額）とする。

一 第三項から第六項までの規定により支給する特別給付金 三十万円

二 第七項及び第八項の規定により支給する特別給付金 四十五万円

三 第九項から前項までの規定により支給する特別給付金 五十万円

（平成二十八年新法第三条第一項の特別給付金の支給の特例）

第三条 平成二十八年新法第二条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、平成二十八年新法第三条第一項の特別給付金の支給を受けることができることとなる者（次に掲げる者を除く。）には、同項の特別給付金を支給する。

一 昭和五十一年改正法附則第六条の規定により昭和五十四年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第二項の特別給付金を受ける権利を取得した者

二 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第五十三号）附則第四条の規定により平成三年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者

三 平成三年改正法附則第三条の規定により平成八年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者

四 平成八年改正法附則第三条の規定により平成十三年改正法による改正前の戦傷病者

等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者

五 平成十三年改正法附則第三条の規定により平成十八年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者

六 平成十八年改正法附則第三条の規定により平成十八年特別給付金を受ける権利を取得した者

七 平成二十三年改正法附則第三条の規定により平成二十三年特別給付金を受ける権利を取得した者

第四条 次の各号に掲げる戦傷病者等（平成十八年十月一日（第二号に規定する戦傷病者等にあつては、平成十五年四月一日）から平成二十五年三月三十一日までの間に死亡した者に限る。）の妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつたと認められる者を含む。附則第七条において同じ。）であつて、当該各号に掲げる戦傷病者等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるもの（平成二十八年十月一日において日本の国籍を有しているものに限る。）には、平成二十八年新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等が、その死亡の日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けていたとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等（当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した者を除く。）の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当していたときに限る。

一 平成二十八年旧法第二条に規定する戦傷病者等（同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。） 平成二十三年特別給付金を受ける権利を取得した者

二 平成二十三年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等（同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。） 平成十八年特別給付金を受ける権利を取得した者（平成十八年改正法附則第二条第二項に規定する者を除く。）

三 平成十八年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等（同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。） 平成十八年改正法附則第二条第三項の規定により平成十八年特別給付金を受ける権利を取得した者

四 平成十三年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条

に規定する戦傷病者等（同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。） 平成十八年改正法附則第二条第四項の規定により平成十八年特別給付金を受ける権利を取得した者

五 平成八年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等（同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。） 平成十八年改正法附則第二条第五項の規定により平成十八年特別給付金を受ける権利を取得した者

六 平成三年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等（同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。） 平成十八年改正法附則第二条第六項の規定により平成十八年特別給付金を受ける権利を取得した者

七 昭和五十九年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等 平成十八年改正法附則第二条第七項の規定により平成十八年特別給付金を受ける権利を取得した者

八 昭和五十一年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条第一項に規定する戦傷病者等又は昭和五十四年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等（同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。） 平成十八年改正法附則第二条第八項又は第九項の規定により平成十八年特別給付金を受ける権利を取得した者

2 次の各号のいずれかに該当する者には、前項の規定にかかわらず、平成二十八年新法第三条第一項の特別給付金は、支給しない。

一 第三条の規定による改正後の戦没者等の妻に対する特別給付金支給法附則第六十七項から第七十五項までに規定する者

二 当該戦傷病者等の死亡前に離婚（離婚の届出をしていないが、事実上離婚したと同様の事情に入っていると認められる場合を含む。）により当該戦傷病者等との婚姻を解消し、又は当該婚姻の取消しをした者

三 当該戦傷病者等の死亡後平成二十八年十月一日前に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情に入っていると認められる場合を含む。附則第七条第二項において同じ。）をし、又は当該戦傷病者等の父母、祖父母及び兄弟姉妹以外の者の養子となった者

3 第一項に規定する特別給付金については、平成二十八年新法第四条第一項中「十五万

円（戦傷病者等で恩給法別表第一号表ノ三の第二款症から第五款症までに該当する程度の障害を有するものに係る特別給付金の額は、七万五千元）」とあるのは、「五万円」とする。

（第二条の規定による戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正に伴う経過措置）

第五条 第二条の規定による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（以下この条において「平成三十三年旧法」という。）の規定により支給し、又は支給すべきであった特別給付金については、なお従前の例による。

2 第二条の規定による改正後の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（以下「平成三十三年新法」という。）第三条第一項の特別給付金は、同項の規定にかかわらず、附則第二条第二項に規定する者及び平成三十三年旧法による特別給付金を受ける権利を取得した者には、支給しない。

3 平成三十三年旧法第二条に規定する戦傷病者等（同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。以下この項において同じ。）が、平成三十三年四月一日において、平成三十三年新法第二条各号に掲げる給付（以下この条及び附則第七条において「増加恩給等」という。）のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等（当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した者を除く。）の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当しているときは、前項の規定にかかわらず、平成三十三年四月一日において当該戦傷病者等の妻であって、同日において日本の国籍を有しているものには、平成三十三年新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等の妻であったことにより、平成三十三年旧法第三条第一項の特別給付金（以下この条及び次条において「平成二十八年特別給付金」という。）を受ける権利を取得した者（附則第二条第二項に規定する者を除く。）に限る。

4 平成二十八年旧法第二条に規定する戦傷病者等（同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。以下この項において同じ。）が、平成三十三年四月一日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等（当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した者を除く。）の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当しているときは、第二項の規定にかかわらず、平成三十三年四月一日において当該戦傷病者等の妻であって、同日において日本の国籍を有しているものには、平成三十三年新法第三条第一項の特別給付金を支給する。

ただし、当該戦傷病者等の妻であったことにより、附則第二条第三項の規定により平成二十八年特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。

5 平成二十三年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等（同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。以下この項において同じ。）が、平成三十三年四月一日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等（当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した者を除く。）の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当しているときは、第二項の規定にかかわらず、平成三十三年四月一日において当該戦傷病者等の妻であって、同日において日本の国籍を有しているものには、平成三十三年新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等の妻であったことにより、附則第二条第四項の規定により平成二十八年特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。

6 平成十八年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等（同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。以下この項において同じ。）が、平成三十三年四月一日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等（当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した者を除く。）の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当しているときは、第二項の規定にかかわらず、平成三十三年四月一日において当該戦傷病者等の妻であって、同日において日本の国籍を有しているものには、平成三十三年新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等の妻であったことにより、附則第二条第五項の規定により平成二十八年特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。

7 平成十三年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等（同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。以下この項において同じ。）が、平成三十三年四月一日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等（当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した者を除く。）の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二及び第

一号表ノ三に該当しているときは、第二項の規定にかかわらず、平成三十三年四月一日において当該戦傷病者等の妻であって、同日において日本の国籍を有しているものには、平成三十三年新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等の妻であったことにより、附則第二条第六項の規定により平成二十八年特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。

8 平成八年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等（同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。以下この項において同じ。）が、平成三十三年四月一日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等（当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した者を除く。）の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当しているときは、第二項の規定にかかわらず、平成三十三年四月一日において当該戦傷病者等の妻であって、同日において日本の国籍を有しているものには、平成三十三年新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等の妻であったことにより、附則第二条第七項の規定により平成二十八年特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。

9 平成三年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等（同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。以下この項において同じ。）が、平成三十三年四月一日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等（当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した者を除く。）の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当しているときは、第二項の規定にかかわらず、平成三十三年四月一日において当該戦傷病者等の妻であって、同日において日本の国籍を有しているものには、平成三十三年新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等の妻であったことにより、附則第二条第八項の規定により平成二十八年特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。

10 昭和五十九年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等が、平成三十三年四月一日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等（当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した者を除

く。)の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当しているときは、第二項の規定にかかわらず、平成三十三年四月一日において当該戦傷病者等の妻であつて、同日において日本の国籍を有しているものには、平成三十三年新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等の妻であつたことにより、附則第二条第九項の規定により平成二十八年特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。

- 11 昭和五十四年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等が、平成三十三年四月一日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等（当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した者を除く。）の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当しているときは、第二項の規定にかかわらず、平成三十三年四月一日において当該戦傷病者等の妻であつて、同日において日本の国籍を有しているものには、平成三十三年新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等の妻であつたことにより、附則第二条第十項の規定により平成二十八年特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。

- 12 昭和五十一年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条第一項に規定する戦傷病者等又は昭和五十四年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者が、平成三十三年四月一日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等若しくは戦傷病者等となる者（当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した者を除く。）の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当しているときは、第二項の規定にかかわらず、平成三十三年四月一日において当該戦傷病者等又は戦傷病者等となる者の妻であつて、同日において日本の国籍を有しているものには、平成三十三年新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等又は戦傷病者等となる者の妻であつたことにより、附則第二条第十一項の規定により平成二十八年特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。

- 13 第四項から前項までの規定により平成三十三年新法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者に支給する同項の特別給付金の額は、平成三十三年新法第四条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額（第四項から前項までに規定する戦傷病者等又は戦傷病者等となる者で恩給法別表第一号表ノ三の第二款症から第五款症までに該当する程度の障害を有するものに係る特別給

付金については、その額の二分の一に相当する額）とする。

一 第四項から第七項までの規定により支給する特別給付金 三十万円

二 第八項及び第九項の規定により支給する特別給付金 四十五万円

三 第十項から前項までの規定により支給する特別給付金 五十万円

（平成三十三年新法第三条第一項の特別給付金の支給の特例）

第六条 平成三十三年新法第二条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、平成三十三年新法第三条第一項の特別給付金の支給を受けることができることとなる者（次に掲げる者を除く。）には、同項の特別給付金を支給する。

一 附則第三条各号に掲げる者

二 附則第三条の規定により平成二十八年特別給付金を受ける権利を取得した者

第七条 附則第四条第一項各号に掲げる戦傷病者等（平成二十五年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に死亡した者に限る。）の妻であつて、当該各号に掲げる戦傷病者等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるもの（平成三十三年十月一日において日本の国籍を有しているものに限る。）には、平成三十三年新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等が、その死亡の日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けていたとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等（当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した者を除く。）の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当していたときに限る。

2 次の各号のいずれかに該当する者には、前項の規定にかかわらず、平成三十三年新法第三条第一項の特別給付金は、支給しない。

一 附則第四条第二項第一号又は第二号に掲げる者

二 当該戦傷病者等の死亡後平成三十三年十月一日前に婚姻をし、又は当該戦傷病者等の父母、祖父母及び兄弟姉妹以外の者の養子となった者

3 第一項に規定する特別給付金については、平成三十三年新法第四条第一項中「十五万円（戦傷病者等で恩給法別表第一号表ノ三の第二款症から第五款症までに該当する程度の障害を有するものに係る特別給付金の額は、七万五千元）」とあるのは、「五万円」とする。

（厚生労働・内閣総理大臣署名）